

# いたち川ランニングクラブ・会則

## 【会則】

### 1. 名称

当会は「いたち川ランニングクラブ（以下当会と言う）」と称し、略称は「いたち川RC」とする。

### 2. 目的

走ることを通して心身の健康を育み、健全な社会造りと会員相互の親睦に努める。

### 3. 事業

前条の目的達成のため次の事業を行う。

1) 月に1度の定期練習会の開催

2) クラブとしての競技会への参加

3) 不定期練習会、ランニングに関する研究会、会員親睦会等の企画と開催

### 3. 運営

各会員が主体性を持って相互協力し行うものとする。

### 4. 会員

当会が定めた事項を承諾し、所定の入会手続きを終えたもの。

### 5. 会員資格

1) 国籍・性別・年令を問わずランニング愛好家またはランナーを目指す者であること。

2) 当会主催の練習会等の行事に一年間に一回以上参加できることが望ましい。

3) 会員が死亡した場合、会員資格を失うものとする。

### 6. 会費

入会費・年会費は無料とする。

### 7. 会議

総会を毎年4月に開催する。決議は出席者と書面表決者の過半数の同意をもって決定する。クラブ運営上、緊急かつ重大な課題が発生した場合は、事務局の判断で臨時総会を開催する。

### 8. 除名

当会の名誉、品位を傷つけ、当会の秩序を乱したと思われるとき、総会決議により当該会員を除名する。

### 9. 事故

会員は自己の責任と管理のもとで当会に参加するものとする。当会内で発生した盗難、障害、その他事故について当会は一切責任を負わないものとする。

### 10. 事業年度

事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 11. 会則の改定

本会則の改正変更は、総会における決議によって行う。

## 【細則】

### 第1条（諸手続き）

#### 1) 入会手続き

入会を希望するものは事務局に所定の方法で届け出ること。

#### 2) 入会認定

入会手続き後、当会行事参加もしくは会員の推薦もって正式入会とする。

#### 3) 退会の手続き

退会を希望するものはその旨を明示の上、事務局に届け出ること。

#### 4) 休会扱いと退会扱い

長期間連絡が取れない会員を総会決議により休会扱いとする。長期間連絡が取れない休会扱い者を総会決議により退会扱いとする。

### 第2条（定期練習会）

#### 1) 定期練習会幹事

定期練習会幹事を総会にて選出する。

#### 2) 定期練習会の案内と開催

定期練習会幹事は練習会を企画し、開催日時と内容をクラブ内連絡手段(BBS・Eメール・SNS等)で会員に案内し開催する。

### 第3条（役員・事務局）

#### 1) 役員

当会運営のため、総会にて次の役員を選出する。役員は再任可能とする。

会計 1名 本会の会計業務を統括し、年度決算報告書、年度予算案を作成する。

監査 1名 会計業務を監査する。

#### 2) 事務局

当会運営のため、総会にて若干名の事務局担当者を選出する。事務局は総会の準備と開催、会員の入退会処理、クラブ内連絡手段(BBS・Eメール・SNS等)の維持管理を行う。事務局は再任可能とする。

#### 3) 欠員代行

役員・事務局に欠員が生じた場合、事務局裁量で次の総会までの代行者を選任依頼する。

#### 4) 報酬

役員・事務局は無報酬とする。

### 第4条（会員名簿）

事務局の裁量で会員名簿を管理する。名簿の形式は管理担当者に一任する。

### 第5条（企画事業の立案実行）

#### 1) 企画事業の案内と実施

定期練習会以外のクラブ事業を企画開催する場合、その企画実行責任者はクラブ内連絡手段(BBS・Eメール・SNS等)で会員に案内して実行する。

#### 2) 費用・資産

企画事業に係る費用は原則として企画参加者から徴収する。精算は企画事業ごとに企画実行責任者が行い、繰越残金はゼロとする様に努める。残金や資産が生じた場合はクラブ預かりとして会計と事務局がそれを管理する。

付則　この会則は、いたち川ランニングクラブ設立日である1999年7月1日より施行する。

(改訂：2026年1月17日 運営規約を会則と改め、内容を簡易化)

(改訂：2024年4月7日 情報補完としてのSNS等の追加)

(改訂：2023年5月13日 会員名簿の配布)

(改訂：2020年4月4日 入退会の手続きとEメールアドレス)

(改訂：2019年4月6日 役員、休退会扱い)

(改訂：2018年4月7日 会所在地、休退会扱い、企画行事)

(改訂：2015年4月4日 事務局住所、役員名簿を規約別紙とする、細則の正式入会変更)

(改訂：2014年12月22日 会則を運営規約と改め、役員を定める)

(改訂：2014年4月5日) (改訂：2013年4月6日) (改訂：2012年4月7日)

(改訂：2011年4月2日) (改訂：2010年4月10日) (改訂：2009年4月4日)

(改訂：2008年4月5日) (改訂：2007年4月28日) (改訂：平成18年4月8日)

(改訂：平成17年4月16日) (改訂：平成16年4月10日)

(改訂：平成15年5月25日)

(施行：平成11年7月1日)